

第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況

1 自然環境

埼玉県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田など、変化に富んだ地形と豊かな自然環境に恵まれています。



奥秩父の山々（両神山）



武蔵野の雑木林（くめぎ山）

(1)位置及び面積

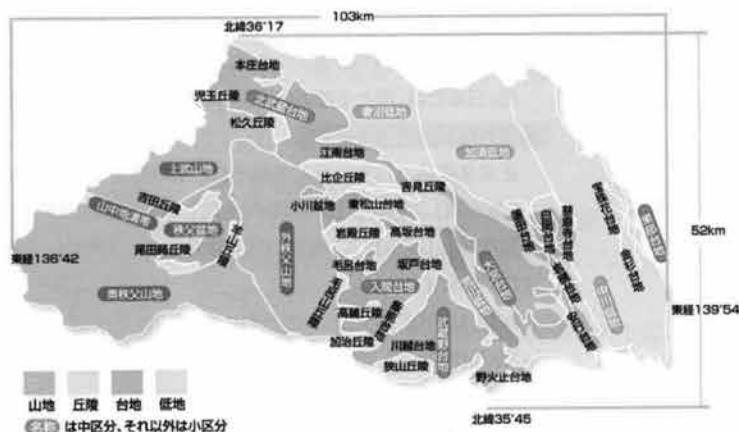
本県は、40市22町1村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、全域が都心から約100km圏内に含まれています。東西約103km、南北約52km、面積約3,798km²で、国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さです。

(2)地勢

本県の地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別されます。西部の山地は、標高2,000m以上の山々を有する奥秩父山地、北東に伸びる上武山地と南北に延びる外秩父山地とからなります。山地の東側には丘陵、さらにその東側には台地が多く分布し、続いて最も広い面積を占める低地が広がっています。このうち、標高50m以下の低い地域が低地の約半分を占めています。

県土を占める割合は、低地37%、台地・丘陵地30%、山地33%となります。

埼玉県の地形区分図



資料:埼玉県の地形区分と名称図(1975 村本達郎氏による)

(3)気 候

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥となる内陸性太平洋側気候で、外秩父山地を境に、西部の山地性の気候と東部の内陸性の気候に区分されます。熊谷地方気象台の観測データでは2016(平成28)年の日平均気温は15.9℃、年間降水量は1,301.0mmとなっています。台風や豪雪などの気象災害は年間を通じて比較的少ないですが、高温多湿となる夏期を中心に、局地的な集中豪雨が発生することもあります。冬期は、北西からの強い季節風「からっ風」の吹く乾燥した晴天が多くなります。

また、近年、本県においても温暖化や急激な都市化の進行によるヒートアイランド現象などを原因とする急激な気温上昇や極端な高温化が生じています。

(4)植 生

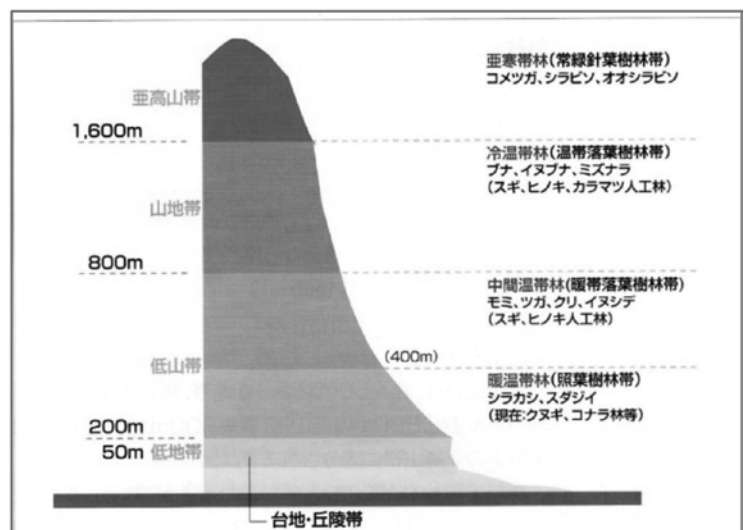
本県の自然植生(人の手が加わらない自然本来の植生)については、標高によって変化しています。

標高50m以下の低地から標高50m～200mの台地・丘陵地、標高200m～800mの低山帯下部までのほとんどは暖温帯林(シラカシ、ウラジロガシ、スダジイ等の照葉樹林)です。標高800mまでの低山帯は中間温帯林(モミ、ツガ等の常緑針葉樹林、クリ、イヌシデ等の落葉樹林)、800m～1,600mまでの山地帯は冷温帯林(ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林)、1,600m以上の亜高山帯は亜寒帯林(コメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹林)と区分されます。

暖温帯林のうち、低地部の多くは農地や宅地として利用されていますが、河川の流路跡を起源とする沼や水路が多く、周辺には湿地が広がっています。このような場所では、かつてはハンノキ林やヤナギ林等の湿性の森林やヨシ群落やオギ群落等の草原が占めていたと考えられます。台地や丘陵地は、コナラ、クヌギ等の雑木林が広がり、シラカシ、ウラジロガシ、スダジイ等の照葉樹林は限られた社寺にわずかに残るだけとなっています。また、クヌギ、コナラ、アカマツを中心とした「武蔵野の雑木林」も著しい減少がみられます。

中間温帯林では、標高200m～400mまでは照葉樹林、800m程度まではモミ、ツガ等の常緑針葉樹林が分布しています。このエリアからスギやヒノキの人工林が占める割合が増加してきます。

冷温帯林は、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林が多く広がっており、ブナ、イヌブナ、ミズナラ等の原生林は、秩父地方の入川、中津川、大血川の周辺及び浦山川の奥地等に残っています。

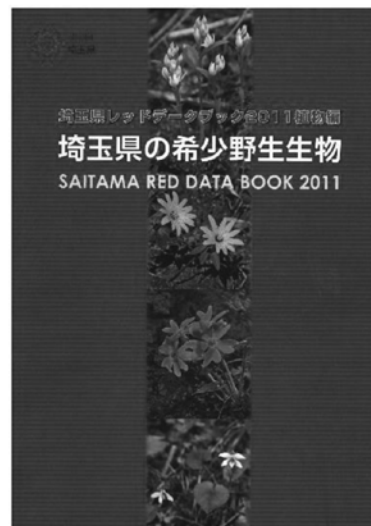


埼玉県 の 植 生 帯

亜寒帯林は、県内の森林の中で最も自然状態が保たれていますが、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹林が優先する原生林が残っているのは稜線沿いのごく一部に限られています。

(5) 植 物

埼玉県レッドデータブック 2011 植物編では、本県における在来植物の種数を、有史以前に持ちこまれた帰化植物（通称「史前帰化植物（しぜんきかしょくぶつ）」も含めて、維管束（いかんそく）植物 2,300 種、蘚苔（せんたい）類 781 種、珪藻（けいそう）類 744 種、珪藻類を除くその他の藻類 791 種、地衣（ちい）類 425 種、菌類 527 種の計 5,568 種としています。この中で、本県における絶滅のおそれのある植物の種数は、全分類群を合わせて 1,031 種で県産在来種自生種の 21.4%にあたり、絶滅、あるいは野生絶滅と判断された種は、シダ植物 5 種、離弁花類 12 種、合弁花類 16 種、単子葉類 19 種及び藻類 1 種の計 53 種としています。



維管束植物では、絶滅危惧 I A 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種）に分類された地域別の種数を比較すると、亜高山帯、山地帯及び低山帯に集中して自生していることがわかります。

埼玉県レッドリスト 2011 掲載種数一覧

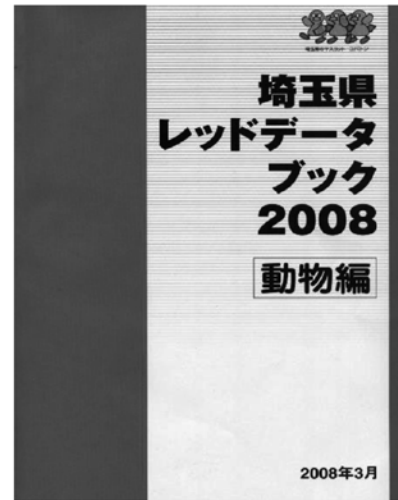
分類群 カテゴリー	維管束植物						合計	蘚苔類	藻類	地衣類	菌類	合計
	シダ類	種子植物										
		裸子植物	被子植物									
		離弁花類	合弁花類	単子葉類 (ラン科を除く)	ラン科							
絶滅 (EX)	5		11	15	9	9	49		1			50
	5		1	7	1	3	17		5			22
野生絶滅 (EW)			1	1		1	3					3
			2	2			4					4
絶滅危惧 I 類 (CE)								51	28	17		96
								47	6	14		67
絶滅危惧 I A 類 (CR)	16	3	41	39	15	19	133					133
	37	3	49	45	20	30	184		19		7	210
絶滅危惧 I B 類 (EN)	37		65	55	39	14	210				1	211
	22	3	53	54	56	17	205				2	207
絶滅危惧 II 類 (VU)	28	2	48	41	33	13	165	52	1	23	15	256
	23	1	67	49	42	14	196	45		21	23	285
準絶滅危惧 (NT)	21	2	43	44	47	10	167		1	29	23	220
	13	3	39	39	11	3	108	6	1	30	31	176
情報不足 (DD)	6		6	5	9	11	37	11			14	62
	5		19	17	7	6	54	9				63
地域個体群 (LP)	1						1					1
合計	113	7	215	200	152	77	764	114	31	69	53	1,031
	106	10	230	213	137	73	769	107	31	65	63	1,035

※表中、各カテゴリー下欄は、埼玉県レッドリスト 2005 の数種である。

※分類群により絶滅危惧 I 類を CR または EN に区別しない場合は、CE(従来 CR+EN と表記) とした。

(6)動物

埼玉県レッドデータブック 2008 動物編では、本県における県産動物の種数を、脊椎動物では、哺乳類 57 種、鳥類（繁殖鳥、越冬鳥を含む）331 種、爬虫類 14 種、両生類 15 種、魚類・円口類 86 種の計 503 種としています。無脊椎動物では、昆虫類 9,343 種、クモ類 299 種、甲殻類 22 種、多足類 126 種、軟体動物 126 種、扁形（へんけい）動物 3 種の計 9,919 種としています。脊椎動物と無脊椎動物を合わせると合計 10,422 種となります。この中で、本県における絶滅のおそれのある動物の種数は、脊椎動物 203 種、無脊椎動物 584 種の合計 787 種としています。脊椎動物では県産動物種の 40.4%、無脊椎動物では県産動物種の 5.9%が掲載種となっています。絶滅あるいは野生絶滅と判断された種は、脊椎動物 12 種及び無脊椎動物 33 種の合計 45 種となっています。地域別の種数を比較すると、丘陵地、台地、低地を生息地とする種が多く、生息する地域の標高が低くなるにつれて、絶滅のおそれが高いランクに分類される種が増えています。



埼玉県全県評価カテゴリー区分別種数

	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧Ⅰ類			絶滅危惧Ⅱ類 VU	準絶滅危惧				情報不足 DD	絶滅のおそれのある 地域個体群 LP	地帯別危惧 RT	計	
			CR+EM	(IA類)CR	(IB類)EN		CR+EN ¹⁾	NT	NT1	NT2					NT1,2 ²⁾
哺乳類	3	0	3	0	3	0	8	9	6	2	1	1	0	15	39
鳥類	5	0	25	14	12	0	25	20	9	11	0	9	4	21	104 ³⁾
繁殖鳥	3	0	16	9	7	0	11	12	6	6	0	9	4	18	73
越冬鳥	2	0	12	5	7	0	16	10	3	7	0	1	0	3	44
爬虫類	0	0	0	0	0	0	3	5	0	3	2	0	0	4	12
両生類	0	0	1	1	0	0	3	5	3	2	0	1	1	3	14
魚類・円口類	3	1	6	2	4	0	5	10	2	8	0	9	0	0	34
昆虫類	28	0	80	33	31	16	57	262	147	115	0	18	30	3	478
チョウ目	14	0	9	3	1	5	10	40	24	16	0	1	4	3	81
ハチ目	4	0	24	11	13	0	11	18	6	12	0	0	5	0	62
ハエ目	0	0	0	0	0	0	0	49	27	22	0	0	0	0	49
コウチュウ目	5	0	20	9	10	1	16	74	41	33	0	7	6	0	128
トビケラ目	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	0	0	0	0	5
シリアゲムシ目	0	0	0	0	0	0	1	6	0	6	0	0	1	0	8
ヘビトンボ目	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	3
アミメカゲロウ目	0	0	1	1	0	0	1	4	2	2	0	0	0	0	6
ラクダムシ目	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2
カメムシ目	0	0	8	7	1	0	6	28	24	4	0	3	0	0	45
バッタ目	0	0	5	0	5	0	2	11	6	5	0	2	11	0	31
ナナフシ目	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	3
ハサミムシ目	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	4
カマキリ目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
ガロアムシ目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
カワゲラ目	0	0	0	0	0	0	2	4	1	3	0	0	0	0	6
トンボ目	4	0	12	2	0	10	5	17	10	7	0	1	0	0	39
カゲロウ目	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4
クモ類	0	0	4	1	3	0	1	9	5	4	0	5	2	0	21
甲殻類	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	3	6
多足類	0	0	9	4	5	0	0	11	11	0	0	9	0	0	29
軟体動物	5	0	13	2	11	0	17	8	0	8	0	0	4	0	47
扁形動物	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	3
計	44	1	141	57	69	16	120	341	184	154	3	53	43	49	787

- 1)：絶滅危惧Ⅰ類について、ⅠA類およびⅠB類を区分する根拠となるデータがない場合は、特に区別せず、CR+ENと記した。
- 2)：準絶滅危惧の評価を受けるもののうち、NT1とNT2の両要素を有するものをNT1,2とした。
- 3)：鳥類は、繁殖鳥と越冬鳥で重複する種があるため、掲載種数の計は繁殖鳥と越冬鳥の単純な和より少ない。

(7)外来生物

本県で確認された外来生物のうち注視する特定外来生物として、哺乳類ではアライグマ、鳥類ではガビチョウ、ソウシチョウ、魚類ではオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、爬虫類ではカミツキガメ等が挙げられます。また、新しく確認されたものでは、セアカゴケグモやクビアカツヤカミキリが挙げられます。アライグマやカミツキガメは飼い主の飼育放棄で野外に放たれたペットが野生化したもので、自然繁殖による個体数の増加が問題視されています。

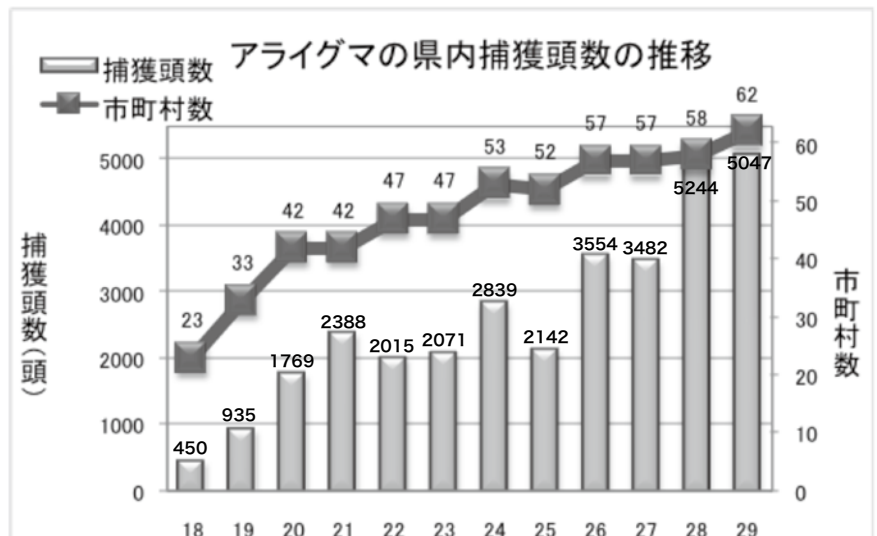
特にアライグマは、東松山市を中心とした比企地域に多く、隣接する地域から県内全域へ急速に分布域が拡大しています。生息数の多い地域では、在来の両生類や爬虫類の生息に大きな影響を及ぼしているおそれがあります。また、農作物の食害や民家の天井裏での糞尿被害など、人間の生活にも影響を及ぼすとともに、人獣共通感染症を媒介する危険性も懸念されています。アライグマの県内の捕獲頭数は、2002（平成14）年度の2頭を皮切りに2007（平成19）年度以降急激に増加し、2016（平成28）年度は年間5,244頭と増大しています。

植物では、特定外来生物16種のうち県内で生育が確認されているのは8種（ミズヒマワリ、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ、ナルトサワギク）です。オオキンケイギクのように園芸種由来のものについては非常に強い繁殖力が問題視されています。アレチウリとオオカワヂシャは、すでに全県的な駆除は不可能な状況にまで分布が拡大しています。河川や水路では、ミズヒマワリとオオフサモが急速に広がり、流水の阻害が懸念されています。

環境省及び農林水産省が作成する「生態系被害防止外来種リスト」に選定されている植物200種のうち54種が県内で確認されており、県内に広く分布している種としては、シナダレスズメガヤ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、オオオナモミ、などがあります。



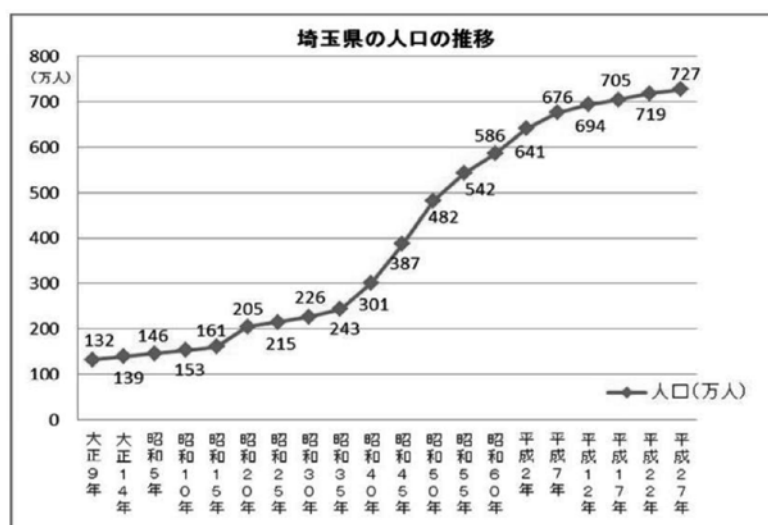
アライグマ



2 人口及び土地利用

(1)人口及び土地利用の動向

本県の人口は、1950（昭和30）年代後半から急増し、1960（昭和35）年の243万人が1970（昭和45）年には387万人となり、1977（昭和52）年2月には500万人を超える上昇カーブを示しました。約10年後の1987（昭和62）年5月には600万人を超え、その後は上昇率が鈍化しましたが、2002（平成14）年8月には700万人を超えました。2017（平成29）年4月1日現在の推計人口は730万人であり、世帯数は300万世帯（一世帯あたり2.43人）です。しかし、県人口はピークに達しており、秩父地域や県北地域、比企地域など都心から比較的遠い市町村は既に減少しています。

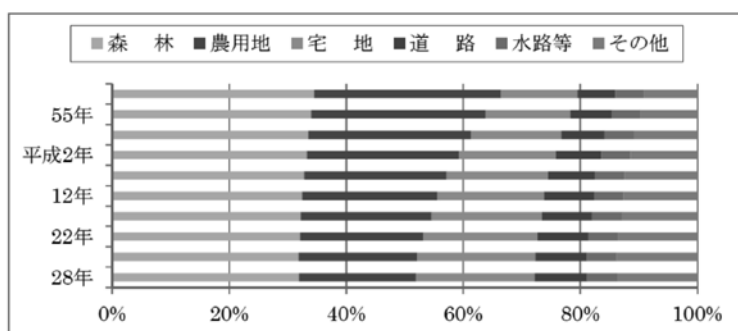


資料：国勢調査結果（総務省）

2014（平成26）年度における県土の利用形態は、県土面積3,798km²のうち、森林32%、農用地20%、宅地20%、道路9%、水面（遊水池、ダム、調節池など）・河川・水路5%、その他14%で、森林及び農用地が県土の50%以上を占めています。しかし、東京都に隣接しているという地理的特性等から人口が急増し、鉄道網、道路網等の整備による交通利便性や生活利便性、経済社会諸活動の拡大により、森林及び農用地が減少し宅地が増加する等、急速な都市化が進みました。1975（昭和50）年は、森林1,312km²、農用地1,211km²が存在していましたが、2013（平成25）年は森林1,213km²、農用地780km²に減少し、約40年間で530km²の森林と農用地が消失しました。

近年は、人口減少の影響から、県南部の一部を除き都市化圧力は減衰しています。

利用形態別土地利用の推移



単位: km²

	昭和 50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年	27年	28年	区分の説明
森林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,212	国有林及び民有林の合計
農用地	1,211	1,130	1,056	986	924	876	850	800	766	758	農地(田・畑)及び採草放牧地の合計
宅地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	772	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	338	一般道路・農道・森林管理道の合計
水路等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	192	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	523	

資料: 土地利用現況把握調査(土地水政策課)

※区分は、国土利用計画の利用区分による

※平成27年の農用地面積は、農地(田・畑)及び原野等(採草放牧地・原野)の合計面積である

※平成17年、平成22年、平成27年の森林面積は推計値

(2) 耕地

本県は、西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がり、耕作率は20%となっています。

江戸時代に行われた見沼代用水、葛西用水、野火止用水等の開削や新田開発等から近代に至る用排水路の整備等による農地拡大が行われ、東京都に隣接するという地理的特性等もあって、台地・丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯がそれぞれの地域の特色を生かして広がっています。

1950(昭和30)年代後半以降の急速な都市化は農業環境を変化させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少しました。さらに、食生活の変化、稲作技術の向上等により米の供給が過剰となったことから、麦、大豆、飼料作物、野菜等の生産を拡大するため、1971(昭和46)年度から本格的な水田利用の再編が行われました。耕地面積は、1960(昭和35)年は1,614 km²でしたが、その後年々減少を続け、特に1970(昭和45)年から1975(昭和50)年にかけての減少率は年平均で2%を超えました。

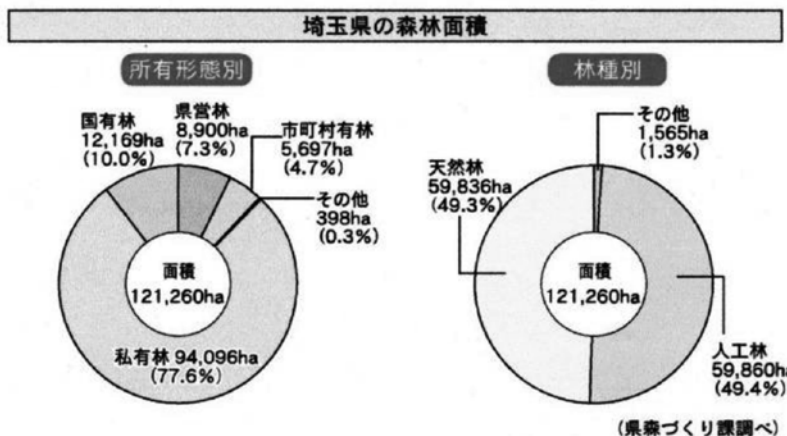
しかし、1975(昭和50)年以降は開発規制の強化や経済情勢の変化等に伴い減少率は鈍化し、2010(平成22)年から2015(平成27)年にかけては年平均1.0%以下となっています。

(3) 森林

本県の森林面積は約 1,213km²で県土面積の約 32%を占めています。所有形態別の割合は、国有林が 10%、民有林が 90%を占め、民有林の人工林率は 53%で、その多くが、木材として利用可能な時期を迎えた森林です。

本県の森林のほとんどは、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体ですが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の森林、県南部の丘陵にはアラカシ等の暖帯系の森林も存在しています。土壌は概ね肥沃であり、成長に適しているため、スギ、ヒノキ等の植林が続けられてきました。特に、300年あまりの伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は、集約的施業による優良材の生産地として有名です。

しかし、1974（昭和 49）年から 1983（昭和 58）年までの 10 年間では、森林がゴルフ場の造成や宅地開発などへの転用により 3.2%減少しました。その後も、住宅用地や工業用地への転用等により森林は減少傾向にあります。また、森林所有者の世代交代や林業従事者の減少により間伐等の手入れ不足が進んでいます。最近では太陽光発電パネルの敷設により一部森林の伐採も見られます。2006（平成 18）年から 2015（平成 27）年までの 10 年間では、森林は 1.0%減少しました。



(4) 水面・河川・水路

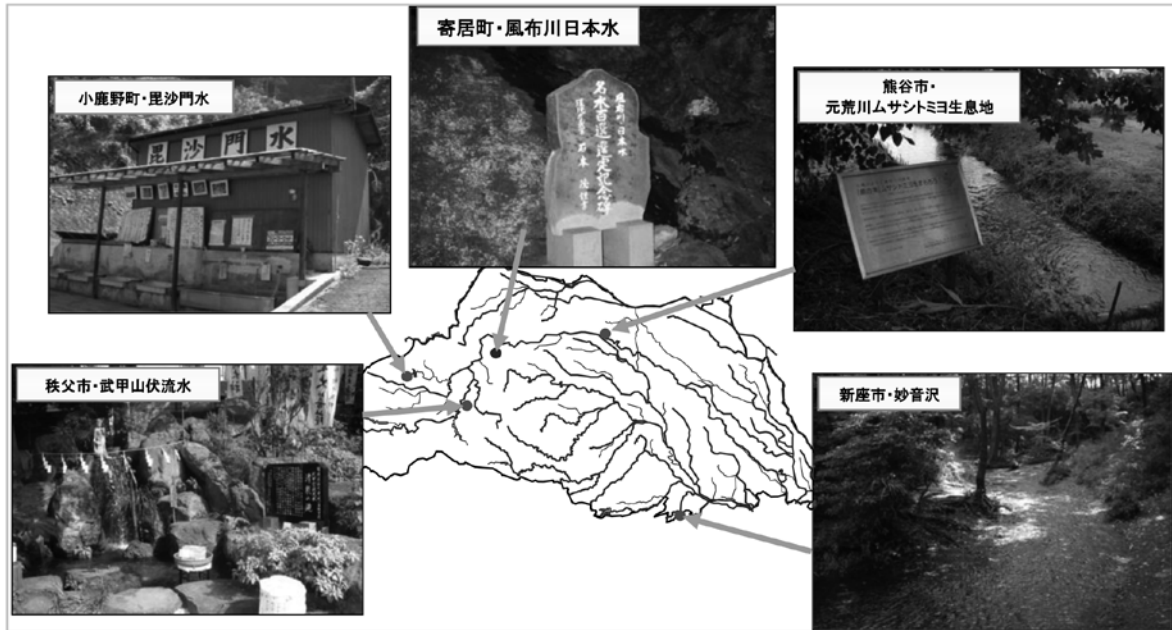
本県の水面・河川・水路の面積は、2014（平成 26）年現在で 191 km²であり、水面 7%、河川 78%、水路 15%を占めています。水面のうち大きいものは、ダム等では、下久保ダム、滝沢ダム、浦山ダム、権現堂調節池、大相模調節池（レイクタウン）等があります。本県の河川は、利根川水系と荒川水系のいずれかに分けられます。荒川水系の流域面積は、県内全流域面積の約 66%を占めています。

また、県土面積に占める河川面積の割合は 3.9%で日本一となっています。国又は県が管理する一級河川は計 162 河川、そのうち荒川水系は 98 河川で総延長 999km、利根川水系は 64 河川で総延長 724km です。市町村が管理する準用河川は 196 河川あり総延長は 348 km です。広大な低地には農業用水路が網目状に広がり、台地や丘陵地には多くのため池が散在しています。湧水は、水路や河川の水源であるとともに、

その土地特有の植生や生物を育む貴重な生態系の形成に重要な役割を担い、武蔵野台地北部周辺及び櫛引・本庄台地に多くみられます。

県内河川の水質については、2016（平成 28）年度に測定した結果、全水域で BOD の環境基準を達成し、1968（昭和 43）年度の水質調査開始以降初めて BOD 環境基準達成率が 100%になりました。また、アユが棲める水質（BOD 3mg/L 以下）の河川の割合も、2011（平成 23）年度以降上昇傾向にあります。

埼玉の名水（昭和と平成の名水百選から）



3 地域ごとの生物多様性の現況

埼玉県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田など、変化に富んだ地形が特徴です。

(1)山地

奥秩父山地は県西部に位置し、一部ではブナ、イヌブナ、ミズナラ等の原生林が残されています。東京都、山梨県、長野県との県境に位置する最奥地には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。この地域は、1950（昭和 25）年に国を代表する優れた自然の風景地として、「国立公園法（昭和 6 年法律第 36 号）」（「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」の施行に伴い 1957 年（昭和 32 年）に廃止）の「秩父多摩甲斐国立公園」に指定されています。2000（平成 12）年には特に優れた自然景観・原始状態を保持している地区として、指定区域内の亜高山帯森林の一部が、「特別保護地区」に指定されています。

森林は木材の生産をはじめ、水源涵養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、

生物多様性の保全など森林が有する多面的機能を有し、自然の恵みを生態系サービスとして私たちにもたらしてくれます。このような機能を発揮すべき森林は保安林に指定され、樹木の伐採等が制限されています。

しかし、奥秩父の亜高山帯森林のシラビソやオオシラビソ林内では、ニホンジカ食害が発生し、立ち枯れ帯が確認されています。また、ニホンジカが高密度で生息する場所では、林床内の下層植物が食害により消失し、有毒植物しか残らない場所もあり、種の多様性が失われるなどの森林生態系に大きな影響を与えています。

奥秩父雁坂峠付近の亜高山帯森林におけるニホンジカの食害にともなう森林の経年変化



平成 16 年 10 月

平成 19 年 5 月

平成 24 年 6 月

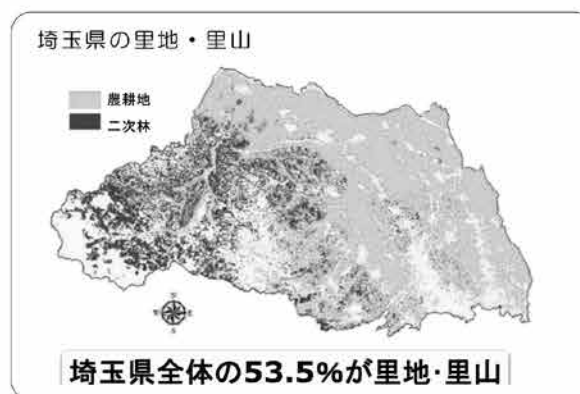
平成 27 年 11 月



ニホンジカの好まない有毒植物だけの植生となった林床

(2) 丘陵地～低地

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では人工林が分布し、間伐などの林業の施業が行われています。また、武蔵野の面影を残すコナラ、クヌギなどの平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近なみどりが多く残されています。中央部の丘陵地から東部



の低地までは、変化に富んだ地勢にあった特色のある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農作物が生産されています。

本県は、農耕を基盤としてきたため丘陵地、台地、低地のほとんどの地域に里地里山が散在していました。本県で記録されている野生動植物種は約1万6千種（日本の既知種の約30%を占める）といわれ、多くの種は、低地から丘陵地帯にかけての里地里山的な環境に生息・生育しています。

東京都と埼玉県の間にある狭山丘陵は、面積は約35k㎡（東西11km、南北4km）の広さで、自然と人間の歴史を通じて雑木林や谷戸、湿地といった様々な環境が形成されており、都心から約40km圏にある「緑の孤島」といえます。狭山湖をはじめ自然とふれあえる場所がたくさんあります。狭山丘陵の東部に位置する緑のトラスト保全第2号地「狭山丘陵・雑魚入（ざこいり）樹林地」はコナラ、クヌギ、アカシデ等の雑木林が広がり、湧水による沢と湿地が組み合わせり多様な動植物の環境をつくりだしています。

県西部の武蔵野の台地にある三富地域は、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の5市町にまたがり、面積は約32k㎡の豊かな農地です。屋敷地、畑、平地林を短冊状にきれいに区画された地割景観が保全されています。平地林には、ナラ、エゴ、アカマツ等が育てられ、防風林として、また燃料となる薪、堆肥（肥料）となる落ち葉の供給源となっています。



三富地域の地割景観

県北部と西部の間に位置する岩殿丘陵や比企丘陵等は、ゆるやかな丘陵地帯で、蜂の巣のように無数の穴があいた古代人の遺跡・吉見百穴をはじめ、黒岩古墳群、八丁湖等があります。岩殿観音のある物見山は展望がよく特にアカマツとクヌギの緑が美しく映える武蔵嵐山周辺は、景観がすぐれていることから、県立比企丘陵自然公園に指定されています。

県中央部の低地に位置する見沼田圃は、さいたま市と川口市の2市にまたがり、東京から20～30km圏に位置しています。南北約14km、外周約44km、面積は約13k㎡の大規模緑地空間です。野菜、花・植木等の畑を中心に、芝川や見沼代用水、斜面林が一体となった美しい田園風景が広がっています。四季折々の自然と豊かな里山風景の顔を持ち、一年を通して様々な植物が芽吹き、野鳥や動物たちが生きづく貴重な「緑」の空間となっています。



見沼田圃の緑地風景

このように、農業・農村は、生態系サービスのひとつ供給サービスとして米や野菜

を生産するだけでなく、その生産活動を通じ、県土の保全、水源涵養、生物多様性の保全等の調整サービスや、良好な景観形成、文化の継承といった文化的サービスをもたらすなど、多面的機能を発揮しています。

コラム

里地里山とは

里山という言葉は古くから使われてきた言葉ですが、近代的な「里山」の概念を初めに提唱したのは森林生態学者の四手井綱英（しでいつなひで）です。四手井は、1960(昭和30)年代前半に、奥山に対し人の住む里(集落)の近くにあり、人が管理する農用林を里山と呼ぼうと提案し、この定義が広く使われるようになりました。また、農用林だけではなく、隣接した水田や畑地、用水、ため池、草地、集落等を含めた景観を一体として里地里山と呼んでいます。

里地里山は、燃料革命以前は、薪や炭等の燃料の供給源として、また、堆肥づくり、キノコや山菜等の採取場所として、食糧生産の場として重要な価値を持ち、地域環境の形成やそこに暮らす人々の生活を支えてきました。里地里山は、人間の管理を受け、人と深く関わり合いながら形成されてきた二次的自然環境であり、伝統的な文化を形成する基盤としての役割を果たしてきました。

里地・里山的环境
(小川町の里地・里山)



(3)市街地

本県では、人口の急増に伴い森林及び農用地が減少し宅地が増加するなど急速な都市化が進み、多くの自然環境が失われました。

市街地にある公園緑地や小規模の樹林地等の緑地は、野生生物が生息しやすい環境をもたらす生物多様性を創出しているということで注目されています。その他に、市街地の緑地は避難場所として防災に寄与したり、緑と人々がふれあうことで心の癒し効果をもたらしたり、新たな緑の機能も注目されるようになりました。

このようなことから、都市計画の中で公園緑地や樹林地の保全を図り、環境に配慮した工事を行う事例が増えています。これらは、市街地における野生生物の生息地の回復に貢献しています。

しかし、野生鳥獣にとって都市地域は食物資源が豊富で天敵がないため、本来の生息地である里地里山から市街地へと行動範囲が広がり、人間の生活に被害が生じています。アライグマやハクビシンの家屋侵入、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の住宅街の出没、ムクドリやヒヨドリによるフン害等、野生鳥獣に関する様々な事例が発生しています。



都市部に出没するハクビシン

また、本県では、都市部を中心にヒートアイランド現象の原因である地表面の人工被覆化と人工排熱の増加が進展しています。加えて、ほぼ全域が風の弱い内陸平野部であることから夏場には高温化が顕著になります。地球温暖化の進展による異常気象の増加とヒートアイランド現象があいまって夏場の著しい高温化が懸念されています。

4 県民の生物多様性の認知度

本県では、県政への関心を高め、広く県政に参加していただくとともに、意見、要望等の組織的、継続的な意向確認を行う埼玉県県政サポーターを設置しています。県政の課題に関するアンケート調査に電子メールにより回答する県政サポーターアンケートを実施しています。2015（平成27）年6月に生物多様性に関する県政サポーターアンケート調査（対象2,750人、回答者2,007人、回答率73.0%）を実施しました。生物多様性の言葉の認知度では、「言葉も意味も知っている 33.6%」、「言葉を聞いたことがあった 36.7%」と、回答者の70.3%が「生物多様性の言葉を知っている」という結果でした。

2014（平成26）年7月に内閣府が行った環境問題に関する世論調査の結果では、「生物多様性の言葉を知っている」が46.4%だったのに対し、県の調査結果では70.3%と上回りましたが、「国家戦略」の数値目標である「生物の多様性の認知度75%」には及びませんでした。

このように、県民の認知度は国の認知度と比較して高い傾向にあるものの、この傾向を維持・増進していくために、より一層県民の生物多様性に対する理解を深めていく必要があります。

さらに、自然の恵みによって県民の暮らしが支えられていることから、「野生植物を採ったり、傷つけたりしない。」、「野生動物にはエサを与えない。」、「野鳥のヒナを拾わない。」、「殺虫剤や除草剤などの必要以上の使用を控える。」という一人一人の身近な取組が生物多様性の保全につながるということを、啓発していくことが必要です。

コラム

「生物多様性」の社会への浸透

2010年に愛知県名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CPO10）をきっかけに、「生物多様性」に対する関心は高まりました。しかし、2014年7月に内閣府が行った世論調査での「生物多様性の言葉」の認知度は、「言葉の意味を知っている16.7%」、「意味は知らないが、言葉を知っている29.7%」と、回答者の46.4%が言葉を知っているという結果でした。これは、2012年6月の前回調査55.7%を下回る数字となっています。

本県では、2015（H27）年6月に行った県政サポーターアンケート調査では、「言葉も意味も知っている33.6%」、「言葉を聞いたことがあった36.7%」と、回答者のうち70.3%が言葉を知っているという結果でした。

生物多様性に関する認知度は依然として高くなく、生物多様性について理解を高めるため、引き続き生物多様性の一層の周知が必要になります。

